

居宅介護支援 重要事項説明書
(令和7年4月1日～)

ケアプランセンターナッツ

当事業所は、利用者に対し居宅介護支援事業のサービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容について次の通り説明します。

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法人名	合同会社 ナッツ
法人所在地	滋賀県彦根市日夏町2956番地1
代表者氏名	代表社員 岡林 智子
法人設立年月日	令和5年12月22日
電話番号	(0749) - 28 - 4565

2. 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

事業所名	ケアプランセンターナッツ
事業所所在地	滋賀県彦根市野瀬町683番地
管理者氏名	管理者 岡林 智子
開設年月日	令和6年4月1日
事業所の指定番号	2570201729
電話・FAX番号	TEL (0749) 28-4565 FAX (0749) 33-2018
サービスを提供する通常の実施地域	彦根市内（市外は要相談）
事業の目的	要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
事業の方針	<p>①利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。</p> <p>②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>③利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者及び家族の立場にたって、利用者に提供する指定居宅サービス事業者等の選定に当たり、特定の種類または指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</p> <p>④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>⑤利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。</p> <p>⑥上記の他、「彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。</p>

3. 事業所の営業日及び営業時間

営業日と営業時間	月曜日～金曜日（休日は土・日曜日及び祝日）8：30～17:30
----------	---------------------------------

担当介護支援専門員	岡林 智子
営業日・営業時間以外の連絡先	(0749) 28-4565

※営業日・営業時間以外でもお気軽にご相談下さい。

4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職名	業務内容	配置人数
管理者 (主任介護支援専門員)	従業員の管理及び事業の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。	常勤1名 (兼務)
介護支援 専門員	要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などの連絡調整等を行う。	常勤1名

5. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	利用者と共に、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
サービスの実施状況および課題の把握	1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員がお宅に訪問する等により、サービスの内容が適切かどうか等について話し合いを行います。また、利用者の求めに応じてサービス提供記録等を開示いたします。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
要介護認定の協力援助	利用者が要介護認定の変更や、更新認定を受ける場合について、申請を代行しその他必要な支援を行います。
利用者からの相談の対応	介護保険や介護に関することについて、どのような内容であってもご相談をお受けいたします。

6. 利用料金

利用料金・費用は「重要事項説明書別紙」の記載のとおりです。(全額介護保険により負担されません。)

介護報酬等の変更が行われた場合は、新たな料金に基づき「重要事項説明書別紙」を交際付します。

7. 指定居宅サービス事業所の紹介について

利用者は、居宅サービス計画を作成するにあたり、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介、及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。

8. 入院時の連絡について

利用者が、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員へ連絡をお願いいたします。また、担当介護支援専門員の氏名および連絡先を病院または診療所へ伝えていただくようお願いいたします。

9. 緊急時の対応について

利用者が、事故・その他やむを得ない事情により、営業時間外に担当介護支援専門員との連絡を必要とする場合には、下記の電話番号へ連絡いただければ、担当介護支援専門員へ連絡をし支援の提供を行います。

緊 急 連 絡 先	
ケアプランセンターナッツ	電話 0749-28-4565
	FAX 0749-33-2018

10. 契約の解除

利用者および当事業所は、以下の場合には、この契約を解除することができます。

- ① 利用者は事業所に対し、文書で通知をすることによりこの契約を解除することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない場合は、この限りではありません。
- ② 事業所は、事業の廃止や事業継続をする上において、やむを得ない事情が発生した場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知する事により、契約を解除することができます。この場合、事業所は他の指定居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えする等、利用者が続けて滞りなく介護保険のサービスを受ける事ができるよう、手配または相談、協力をいたします。

11. 契約の終了

契約の解除が行われた場合又は、以下の場合には自動的に契約は終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援を行います。
- ② 利用者が要介護認定でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

12. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべき事由が起こった場合には、利用者とその損害を賠償いたします。

13. 苦情・相談等の受付について

当事業所のサービスおよび居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて、苦情・相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

- (1) 事業所における苦情相談等受付窓口

管理者 岡林 智子

電話番号 0749-28-4565 FAX 0749-33-2018

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

機 関 名	連 絡 先
彦根市福祉保健部高齢福祉推進課	彦根市八坂町1900番地4くすのきセンター2F 電話番号 (0749) 24-0828 FAX (0749) 24-5870
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	大津市中央4丁目5番9号 電話番号 077-510-6605 FAX 077-510-6606

※ 上記以外で、各保険者の介護保険担当課も苦情受付窓口があります。

※ 成年後見制度・権利擁護においても、受付機関がありますので、相談いただければ紹介いたします。

1 4. 個人情報の保護と個人のプライバシー保護

当事業所がサービスを提供する際に、利用者及びその家族に関して事業所が知り得た情報については、個人情報保護法に基づいて、サービス担当者会議等の利用者へのサービス提供のために必要な業務以外には決して他に漏れないようにいたします。

サービスの提供に関わって、利用者及びその家族の情報を他の事業所等と共有する必要がある場合には、あらかじめ利用者及びその家族に説明し、文書により同意をいただくと共に、利用者及びその家族のプライバシー保護に留意いたします。

1 5. 虐待の防止

- ①当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために担当者を設置し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について周知徹底しています。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施いたします。

1 6. 業務継続計画の策定

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画書に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をいたします。

1 7. 衛生管理

- ①当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について周知徹底しています。
- ②感染症の予防及びまん延予防のための指針を整備しています。
- ③感染症の予防及びまん延予防のための定期的な研修を実施いたします。

1 8. ハラスメント対策

- ①当事業所は適切な業務の提供を確保する観点から、暴力・暴言・ハラスメント等、従業員に対し就業環境が害されることを防止するための方針を明確化しています。
- ②ハラスメント防止対策のための委員会を定期的開催し研修を実施いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業のサービスについて、本書面に基ついで重要事項の説明を行いました。

所在地 滋賀県彦根市野瀬町683番地

法人名 合同会社 ナッツ

事業所 ケアプランセンターナッツ

説明者氏名 岡林智子

私は、本書面に基ついで事業所から重要事項の説明を受けました。

本人住所 _____

氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____